

現在提案している案	意見等を踏まえた修正案	委員からの主なご意見
<p>◆基本方針1 乳幼児期の教育・保育の充実</p> <p>【重点施策2】 特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実</p> <p>≪現状及び課題≫ ・現在、障がいのある園児への指導にあたっては、教職員の深い幼児理解のもと、園児一人ひとりの教育・保育ニーズに対応し、実態に合わせた教育・保育を必要としますが、医療機関等専門機関との連携が十分でない状況も見受けられます。よりきめ細かに進めていくためには、専門的知識をもつ人材を育成するとともに、医療機関やその他の専門機関との連携の強化が必要です。 ・医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ体制を整備し、保護者や医療機関と連携する中で、一人ひとりに応じた支援を行う必要があります。 ・海外から帰国した園児や生活に必要な日本語習得に困難があると思われる園児への支援は、生活、文化や言葉の違いからくる不安に寄り添い、保護者と連携した支援が必要です。 ・障がいのある園児と障がいのない園児が、園生活や交流活動を通して、お互いを認め合い仲間として気持ちを通じ合うことを実感するなどにより、共に育ちあうことが大切です。</p>	<p>≪現状及び課題≫ ・現在、障がいのある園児など(※)への指導にあたっては、教職員の深い幼児理解のもと、園児一人ひとりの教育・保育ニーズに対応し、実態に合わせた教育・保育を必要としますが、医療機関等専門機関との連携が十分でない状況も見受けられます。よりきめ細かに進めていくためには、専門的知識をもつ人材を育成するとともに、医療機関やその他の専門機関との連携の強化が必要です。 ・医療的ケアを必要とする幼児の受け入れ体制を整備し、保護者や医療機関と連携する中で、一人ひとりに応じた支援を行う必要があります。 ・海外から帰国した園児や生活に必要な日本語習得に困難があると思われる園児への支援は、生活、文化や言葉の違いからくる不安に寄り添い、保護者と連携した支援が必要です。 ・すべての園児が、園生活や交流活動を通して、お互いを認め合い仲間として気持ちを通じ合うことを実感するなどにより、共に育ちあうことが大切です。</p> <p>(※) 障がいのある園児など・・・視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などのほか、行動面において困難のある幼児で発達障がいの可能性のある者も含まれている。（参考：幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）</p>	<p>重点施策2の「特別な配慮を必要とする乳幼児への支援の充実」には、障がいの疑いがある園児も含んでいると思いますので、この現状及び課題の「障がいのある」という言葉を「障がいの疑いのある」にしてはどうでしょうか。 重点施策2の見出しで「特別な配慮を必要とする」と記載されていますが、文章では「障がい」と表記されているのが気になります。</p>
<p>◆基本方針2 円滑な接続に向けた幼保小連携の推進</p> <p>【重点施策1】 園児と児童の交流活動の充実</p> <p>①小学校を中心とした校区内の幼児教育・保育施設と小学校との交流活動の充実 ・就学前の園児が小学校就学に向けて自信や期待を高めるために、小学校の活動に参加する交流活動は意義のある活動です。また、児童にとっても、異年齢交流を図ることにより、思いやりの気持ちが育つなど、園児と児童の互いの育ちにつながる交流活動の充実を図ります。 ・小学校は、校区の幼児教育・保育施設へ公開授業や学校行事等の情報を積極的に発信するとともに、幼児教育・保育施設を訪問し、各施設における教育・保育の内容の理解に努めます。</p>	<p>①小学校を中心とした校区内の幼児教育・保育施設と小学校との交流活動の充実 ・就学前の園児が小学校就学に向けて自信や期待を高めるために、小学校の活動に参加する交流活動は意義のある活動です。また、児童にとっても、異年齢交流を図ることにより、思いやりの気持ちが育つなど、園児と児童の互いの育ちにつながる交流活動の充実を図ります。 ・小学校は、校区の幼児教育・保育施設へ公開授業や学校行事等の情報を積極的に発信するとともに、幼児教育・保育施設を訪問するなど、各施設における教育・保育の内容の理解に努めます。</p>	<p>①2点目「幼児教育・保育施設を訪問し、各施設における教育・保育の内容の理解に努めます」とあります。もちろん、内容の理解には努めていきたいと考えていますが、小学校では、平成32年の新学習指導要領で英語と道徳が増えるということ、また、小中連携の実践校では、小中の連携もあること、現在でも十数か所の保育所や幼稚園と関わっていることなどから、各幼児教育・保育施設を訪問するというのはかなり難しいと考えています。</p>
<p>【重点施策3】 幼児教育と小学校教育の相互理解に基づいた育ちや学びの接続</p> <p>≪具体的取組≫ ・「教育・保育の手引き」（接続のカリキュラム含）の作成と活用 ・校区幼保小連携推進協議会による合同研修の充実（互見保育・授業等） ・公開研究発表会における連携推進研究園の拡充 ・公開研究発表会等の情報発信</p>	<p>≪具体的取組≫ ・「教育・保育の手引き」（接続のカリキュラム含）の作成と活用 ・校区幼保小連携推進協議会による合同研修の充実（互見保育・授業等） ・公開研究発表会における連携推進研究園の拡充 ・公開研究発表会等の情報発信 ・オープンスクールデーの活用</p>	<p>重点施策3の具体的取組で、「大分教育の日に係る全市一斉オープンスクールデーの活用」という項目が修正案では削除されています。基本方針2の円滑な接続に向けた幼保小の連携の推進の中に、保護者の不安解消に向けた取組を進めるとの項目があり、このオープンスクールデーの中には小学校、幼稚園、保育園等合同の音楽発表会や、授業や保育を自由に見合う中で保護者同士が交流する場としても考えられますので、この一文は生かした方が良いと思います。実践している者から見ればこの活用はすごく効果的であると感じています。</p>

現在提案している案	意見等を踏まえた修正案	委員からの主なご意見
<p>◆基本方針3 家庭や地域社会と連携・協働した教育・保育の充実</p> <p>【重点施策1】 開かれた園づくり、信頼される園づくりの推進</p> <p>〈取組の方向性〉</p> <p>② 園評価の推進 ・幼児教育・保育施設は信頼される園となるため、教育・保育の一定基準のもとでの、教職員による園評価及び地域代表や保護者などの関係者による評価の充実を図ります。また、園運営に関する外部の専門家等からの意見で明らかになった課題点等を把握し、改善することにより教育・保育の質の向上に結び付ける第三者評価の導入を検討します。</p>	<p>② 園評価の推進 ・幼児教育・保育施設は信頼される園となるため、教育・保育の一定基準のもとでの、教職員による園の自己評価及び地域代表や保護者などによる関係者評価の充実を図ります。 ・園運営に関する外部の専門家等からの意見で明らかになった課題点等を改善することにより教育・保育の質の向上に結び付ける第三者評価（※）の導入を検討します。</p> <p>（※）第三者評価・・・幼児教育・保育施設の事業者が子どもや保護者の立場に立って良質かつ適切な幼児教育・保育が提供ができていないかを当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な外部の専門家等第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。</p>	<p>幼児教育・保育施設は、市の指導監査を年に1度受けており、新たに第三者評価の導入となれば、施設の負担が増えるのではないですか。また、市が行っている指導監査の内容と第三者評価の内容が重複することはないですか。</p>
<p>【重点施策3】 子育て支援の充実</p> <p>幼児教育・保育施設は、地域の未就園児がいる家庭の子育てを積極的に支援するため、園庭開放、子育て講演会、育児相談、子育て支援サービスに関する情報提供、保護者同士の交流機会の提供などを行うとともに、必要に応じて保健所、子ども家庭支援センターなど専門機関と保護者をつなぐなどにより、子育て支援の一層の充実を図ります。</p>	<p>幼児教育・保育施設は、園児の保護者をはじめ、地域の子育て家庭を積極的に支援するため、育児に関する相談を受けたり、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、必要に応じて関係機関と保護者をつなぐことなどにより、子育て支援の一層の充実を図ります。</p>	<p>重点施策3の1行目「幼児教育保育施設は、地域の未就園児がいる家庭子育て積極的に支援するため」として各取組が記載されていますが、取組の方向性では、園児の保護者のことや、未就園児の保護者のことが混在しています。例えば「未就園児がいる家庭」「今来ている」「利用している園児」など、そうした言葉を入れて対象を明確にすると解りやすいと思います。</p>
<p>〈取組の方向性〉</p> <p>① 幼児教育・保育のセンター的役割の推進</p> <p>・幼児教育・保育施設は、地域のセンター的な役割を担い、自園の保護者をはじめ、未就園児のいる親子を積極的に支援するため、園庭開放、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、地域の関係機関と連携を図り、子育て支援活動の一層の充実を図ります。</p>	<p>① 幼児教育・保育のセンター的役割の推進</p> <p>・幼児教育・保育施設は、園児の保護者をはじめ、地域の子育て家庭を積極的に支援するため、子育て講演会や育児相談の実施、子育て支援サービスに関する情報提供、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、民生委員・児童委員、地域の子育てサロン、こどもルーム等の地域の関係者や関係機関と連携することにより、地域の幼児教育・保育のセンター的な役割を一層推進します。</p>	<p>地域の未就園児がいる家庭に対して、幼児教育・保育施設は積極的に支援し、センター的役割を推進してほしいということが書かれています。しかし、地域の未就園児の保護者は、最初に市の施設であるこどもルームに行きますので、取組の方向性の1点目の「地域の関係機関」というのは、こどもルームという認識で良いですか。</p>
<p>② 親育ち、子育てのための家庭環境づくりの推進</p> <p>・子どもたちの健やかな成長には、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てをすることが大切です。幼児教育・保育施設は、「親と子が共に育つ」という視点から、様々な学習の機会や同世代の親子との交流の機会を提供し、保護者自身が子育てを振り返り、子育てに不安や孤立感を抱かないよう、保護者の気持ちに寄り添い、必要な支援を行います。</p> <p>・幼児教育・保育施設は、園児が一日を通して健康的で充実した生活を送れるよう、家庭と連携し、園生活と家庭生活との連続性を考慮しながら保育を行います。また、保護者自身が、乳幼児期からの規則正しい生活リズムや望ましい生活習慣の形成の重要性に気付き子育てに生かせるよう支援します。</p>	<p>② 親育ち、子育てのための家庭環境づくりの推進</p> <p>・子どもたちの健やかな成長には、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てをすることが大切です。幼児教育・保育施設は、「親と子が共に育つ」という視点から、様々な学習の機会や同世代の親子との交流の機会を提供し、保護者自身が子育てを振り返り、子育てに不安や孤立感を抱かないよう、保護者の気持ちに寄り添い、必要な支援を行います。</p> <p>・幼児教育・保育施設は、園児が一日を通して健康的で充実した生活を送れるよう、保護者との相互理解を図り、園生活と家庭生活との連続性を考慮しながら保育を行います。また、保護者自身が、乳幼児期からの規則正しい生活リズムや望ましい生活習慣の形成の大切さに気付き子育てに生かせるよう支援します。</p>	